

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
認定サークル規程
(青森県における取扱要領)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という。）に加盟する都道府県連盟を構成している JDSF 認定サークル(以下、「認定サークル」という。)の認定基準を定めることを目的とする。

(活動の目的)

第2条 認定サークルは、JDSF が推進するダンススポーツ及び社交ダンスの普及、振興を目的とした活動を行うものとし、原則として営利を目的としないものとする。

(所屬地域連盟)

第3条 認定サークルは、原則として都道府県連盟又は都道府県連盟が指定する地域連盟に所屬しなければならない。

2 地域連盟は、主たる活動場所の住所がある市区町村連盟とする。

青森県における取扱要領 1

認定サークルは原則として主たる活動場所がある地域の支部に所屬する。

(認定サークルの会員)

第4条 認定サークルの会員は、原則として JDSF 会員でなければならない。

青森県における取扱要領 2

原則を尊重するも、JDSF 会員以外が認定サークルに所屬することを妨げない。

2. 認定サークルは、所屬する会員の名簿を作成し会員の管理を行うものとする。

(JDSF 会員の所屬サークル)

第5条 JDSF 会員は、都道府県連盟に直接登録する場合を除き、その住所、勤務先住所又は主たる活動地域のいずれかに所在する認定サークルに所屬しなければならない。

2 JDSF 会員は、複数の認定サークルに所屬することができるが、その場合は主たる所屬認定サークルを明示しJDSF 会員登録をしなければならない。

3 JDSF 会員は、JDSF認定ダンス教室(以下、「認定ダンス教室」という。)を介してJDSF 会員登録をすることができる。この場合において、認定ダンス教室は認定サークルと見なすものとする。

(認定サークルの活動)

第6条 認定サークルは、第2条の定めにより主として JDSF が推進するダンススポーツ及び社交ダンスの普及、振興を目的とした公益活動を行うものとする。

2 認定サークルは、地域のダンススポーツ及び社交ダンスの指導、普及活動のほか、技術講習会の開催、親睦会及びパーティーの開催などJDSF 又は都道府県連盟が推奨する事業を行うことができる。

3 認定サークルは、地域連盟の総会に代表を派遣し、議決権を行使することができる。

(活動の継続性)

第7条 認定サークルは、原則として月1回以上の定期的な活動を行うものとする。

(認定サークルの役員)

第8条 認定サークルの代表者は、JDSF 会員でなければならない。

2 認定サークルの代表者及び役員は、会員の意見を集約して JDSF が推進する公益活動や JDSF 又は都道府県連盟が推奨する事業の実施に努めるものとする。

青森県における取扱要領 3

認定サークルには代表者のほか、会計及び監事を各々置くことが望ましい。

(認定サークルの指導者)

第9条 認定サークルでの指導は、JDSFの資格を有する者によって行われなければならない。

(会員の移籍)

第10条 認定サークル間の移籍は自由であり拘束してはならない。

2 移籍を希望する会員は、別に定める「会員の移籍等に関する規程」によらなければならない。

(退会並びに休会)

第11条 会員が所属する認定サークルを退会又は休会するときは、当該認定サークルの代表者へ退会又は休会届を提出し、当該認定サークルの代表者は速やかに退会又は休会手続きを行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 認定サークルの会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡

(会員の除名)

第13条 認定サークルの代表者は、次の場合に会員を当該認定サークルから除名することができる。

- (1) 所定の会費を納めなかったとき
- (2) JDSF、所属連盟又は所属認定サークルの名誉を著しく損なう行為があったとき
- (3) JDSF、所属連盟又は所属認定サークルの目的、規則に違反する行為があったとき

(認定サークルの会費)

第14条 認定サークルに所属する会員は、次の会費を納めなければならない。

- (1) 認定サークルの会員は、認定サークルの維持運営のため必要であると認められる経費を認定サークルの会費として分担し、これを納めなければならない。
- (2) JDSF 会員は、JDSF 定款及び規程に定める年会費をJDSF に納めなければならない。

(認定の手続き)

第15条 認定サークルの認定に必要な提出書類は、次の通りとする。

- (1) 認定申請書(添付別紙、新加盟サークルのみ)
- (2) 会則
- (3) 主たる活動場所(施設名、住所を明記)
- (4) 役員名簿(氏名、住所、電話番号を明記)
- (5) 会員名簿(全会員氏名、JDSF 会員は会員登録番号を明記)

2 上記書類は、都道府県連盟へ提出しなければならない。

青森県における取扱要領 4

認定サークルの認定を受ける場合は、JDSF 認定サークル認定申請書に様式第1号に定める「JDSF 認定サークル認定申請/報告書」及び会則・役員名簿・会員名簿を添付の上、県連盟に提出しなければならない。

(認定業務)

第16条 認定業務は JDSF が都道府県連盟に委託し、都道府県連盟はサークル認定委員会を設置して第15条第1項の申請に基づき本規程と照合して審査を行い、認定するものとする。

2 前項の場合において、認定サークルの構成員は原則として5名以上とする。ただし、都道府県連盟においてこれを緩和することができるものとする。

青森県における取扱要領 5

認定申請の受付は県連盟事務局で行い、理事会が審査し認定する。認定サークルの構成員は原則として当該サークルで登録する JDSF 会員3名以上とする。

(年度更新手続き)

第17条 年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

2 認定サークルは、登録に関して変更の意思表示がない限り自動更新するものとする。

3 認定サークルは、第15条第1項第2号から第5号に規定する書類に定める内容に変更があった場合には速やかに都道府県連盟に提出しなければならない。

青森県における取扱要領 6

次年度更新する場合、様式第1号「JDSF 認定サークル認定申請/報告書」に会員名簿を添付の上、県連盟に提出しなければならない。ただし、加盟団体名、代表者及び連絡先の変更があった場合には速やかに届け出なければならない。

(認定の取り消し)

第18条 サークル認定申請及び年度更新時の手続に著しい瑕疵があった場合又はJDSF 認定サークルとしてJDSF の名誉を著しく損なうような行為があった場合は、都道府県連盟はJDSF と協議をして認定を取り消すことができる。

(不服申し立て)

第19条 認定を希望するサークルが第16条で不当な認定審査を受けた場合若しくは第18条で不当な認定取り消しがあった場合又は第12条で不当な会員除名があった場合、当該認定サークル又は会員は、都道府県連盟会長又はJDSF 会長宛に不服申し立てをすることができる。

(不服申し立て期間の会員資格)

第20条 第12条で会員除名を受けた会員が第19条にもとづく不服申し立てを行う場合は、資格が確定するまでの期間、第6条の都道府県連盟又はJDSFへの直接登録が認められるものとする。

(疑義)

第21条 本規程に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、JDSF理事会又は業務執行理事会にて決定する。

(附則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

青森県における取扱要領 7

本取扱要領は、青森県ダンススポーツ連盟理事会での承認により施行され、改廃についても同様とする。

制定 令和7年4月1日